

出席停止のお知らせ

「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は、出席停止となります。（学校保健安全法第 19 条）
これはお子さんの休養と他の児童・生徒への感染を予防するための措置になり、欠席扱いにはなりません。

学校に登校する際は、学校での感染拡大防止のため、必ず下記の「出席停止の期間の基準」をもとに医師の
登校許可を受けてください。※診察を受けた医療機関の署名及び印鑑は必要ありません。

保護者の方に記入していただく「登校許可届」の提出が必要となりますので、医師と十分に連絡を取り合っ
ていただき、下記事項について記入し学校に御提出ください。

	対 象 疾 病	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ 病、ラッサ熱、急性白髄炎、ジフテリア、 SARS、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱したあと 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ 全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化する（かさぶたになる）まで
	咽頭結膜熱（プール熱）、	主要症状が消退したあと 2 日を経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結 膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎、その 他の感染症：感染性胃腸炎（ノロウイルス など）、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染 症、RSウイルス感染症、伝染性紅斑（リ ンゴ病）、ヘルパンギーナ、带状疱疹等	医師において感染のおそれがないと認めるまで ※医師が必要と認めたとき、出席停止となります。 病状によっては、医師の診察により登校できる場合もあります ので、医師に御確認ください。

----- き り と り -----

登 校 許 可 届

下記のとおり診断を受けましたので、届け出いたします。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

東京都立町田の丘学園 _____ 部門 小・中・高 _____ 年 氏名 _____

診断名（対象疾病名） _____

令和 年 月 日に上記の診断をうけました。

登校許可日は令和 年 月 日です。 医療機関名 _____

※「出席停止期間の基準」をもとに医師の登校許可を受けてください。記入は保護者の方で構いません。